資料４－１

平成１４年度予算に係る「構造改革特別要求」予定施策（科学技術の振興）について

平成１３年９月２１日

１.「構造改革特別要求」に係る経緯

（１）平成１４年度予算要求では、「今後の経済運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成１３年６月２６日閣議決定。以下「基本方針」）に掲げる重点７分野について、内閣が中心となってそれぞれの基本方針に則り、施策の調整を行うこととされた。

（　基本方針に掲げられている重点７分野は、①循環型経済社会の構築など環境問題への対応、②少子・高齢化への対応、③地方の個性ある活性化、まちづくり、④都市の再生－都市の魅力と国際競争力、⑤科学技術の振興、⑥人材育成、教育、⑦世界最先端のIT国家の実現　）

（２）これを受けて、「平成１４年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成１３年８月１０日閣議了解）では、基本方針に示された重点７分野への予算配分の重点化等により構造改革を促進するため、「構造改革特別要求」として、重点７分野に該当する施策に係る経費を要求することとなった。

（３）「構造改革特別要求」に係る各府省の要求については、９月末日までの間、内閣に置かれる諸会議等（経済財政諮問会議、総合科学技術会議、IT戦略本部、都市再生本部、産業構造改革・雇用対策本部）が中心となって、当該要求に係る諸施策について調整を行うこととされた。

２．総合科学技術会議の対応

（１）以上を踏まえ、各府省の「構造改革特別要求」予定施策のうち「科学技術の振興」に該当するものについて、科学技術政策担当大臣及び有識者議員がヒアリングを行い、関係府省の予定施策を把握した。その際、分野毎に、効果的な研究推進、各省連携、成果の社会還元等の観点から施策を俯瞰・検討し、優先順位について整理した。

（２）整理に当たっては、「平成１４年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」（平成１３年７月１１日総合科学技術会議決定。以下「平成１４年度の資源配分の方針」）で重点化事項として挙げた、①重点４分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）、②競争的資金、③産学官連携、⑤地域科学技術振興等のほか、特別要求の趣旨である「構造改革」（経済活性化、産業競争力強化、大学改革等）に合致する施策を重視した。

（３）さらに、重点４分野等において、各府省の施策の「平成１４年度の資源配分の方針」、「分野別推進戦略（案）」との適合性を検証するため、概算要求（８月分）を含めた主な施策のマップを作成し、当該施策の位置付けを明確化した。

３．今後の対応

（１）今後、この検討結果を踏まえて、内閣官房において、科学技術以外の重点分野における検討結果と併せて、総合的な調整の叩き台が作成されることとなっている。その際、以下について特に配慮が必要である。

①総合科学技術会議で検討した優先順位が尊重され、とりわけ、構造改革特別要求の狙いである、省間及び分野間でメリハリの効いた予算配分になること。

②また、科学技術振興費については、構造改革特別要求において他の事項経費と異なり特別に重視されていることに鑑み、各府省が９月末に構造改革特別要求分について概算要求するに当たって、科学技術振興費が確実に確保されること。

（２）また、１０月以降、各府省の施策の内容、連携、推進・評価体制等について引き続き検討し、必要に応じて財政当局と連携する等により、総合科学技術会議の意見が予算編成に適切に反映するように努める。